

令和2年12月16日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

新型コロナウイルス感染防止対策強化にともなう課外活動への対応について

新型コロナウイルス感染防止対策強化にともない、本学の課外活動の活動指針が「レベル2」に引き上げられることになりました。

今般の引き上げは、愛知県及び学内の感染状況を勘案し、濃厚接触者の範囲を広げないための見直しです。個々の団体の具体的な活動範囲は随時調整しますが、下記の期間における課外活動全般の対応は次のとおりとしますので、各クラブ・サークルの構成員に周知・徹底いただくよう、お願いいたします。

なお、活動指針のレベル自体に変更が無い場合でも、県内及び学内の感染状況等により随時検討し、課外活動における取扱いを変更することがありますので、ご承知おきください。

記

適用期間：令和2年12月17日（木）～ 令和3年2月9日（火）

【I】課外活動範囲

感染症対策申請書の許可を得て、感染防止措置を徹底することを条件に、練習を可とします。なお、次の感染対策が申請書に盛り込まれていない団体は、再度、申請を行い、許可を得てください。

《感染症予防対策申請書に必ず記載し、実施すべき感染対策》

- (1) 練習時間を短時間とし、食事時間をまたいで練習を行わないこと。
- (2) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールすること。
- (3) 屋内施設で取るべき感染対策
 - ① マスクを着用して活動を行う場合は、前後左右1m程度（両手を伸ばして

触れない程度の距離)の対人距離をとること。

- ②活動中のマスクの着用が困難で、マスクを外して活動を行う場合は、前後左右2mの対人距離をとること。
- ③30分ごとに全ての窓・扉を全開にし、5分～10分の換気を行うこと。換気の際には、全員が当該練習室等から退出し、そのタイミングで手洗いもしくは手指消毒とうがいを行うこと。
- ④接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定し、練習グループを分けて行うこと。
- ⑤全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。

(4) 屋外施設で取るべき感染対策

- ①接触を伴う練習以外では十分な対人距離をとること。
- ②接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定し、練習グループを分けて行うこと。
- ③全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- ④屋外施設で活動する場合でも、マスクの着用が可能な場合は、着用して活動すること。

※所属団体から陽性者が出た際に、接触を伴う活動があった場合や換気・対人距離の確保がしっかり行われていないと判断された場合、陽性者と同じ場所、時間で練習を行った全員が濃厚接触者と特定されたり、参加していない部員を含め団体全体の活動自体が停止となったりする可能性があります。各クラブ・サークルの活動自体を止めないためにも、所属連盟や関係する業種で出されている感染対策のガイドラインに加えて、換気・手洗い・マスク着用等の徹底、対人距離の確保、接触をとまなう練習相手や練習グループの限定といった上記感染対策をしっかりと遵守するようにしてください。また、**感染防止対策は、課外活動中に限らず常に実践し、会食も控えるようにしてください。**マスクの着用についてはかねて徹底をお願いしているところですが、**マスクをしないで談笑している姿が未だに目撃されています。学内外問わずマスクは常に着用してください。**感染防止対策が徹底されない場合、課外活動の一時中止を求めることもあり得ます。

【Ⅱ】年末年始の活動中止

次の期間、学内・学外を問わず課外活動を中止とします。やむを得ない理由がある場合は、別途、課外活動係へ問い合わせせて許可を得て下さい。

活動停止期間：令和2年12月26日（土）～令和3年1月7日（木）

【Ⅲ】その他

今回の通知に記載されていない内容については、第9報・第10報での対応と同様の取扱いとします。

本件に関する説明会を年内にオンラインで開催する予定ですので、各クラブ・サークルの代表の方はご出席ください。詳細は後日ご案内します。

今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。

《問合せ先及び書類提出先》
学生支援課課外活動係
gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp